

鶴居村 子育てサポート事業

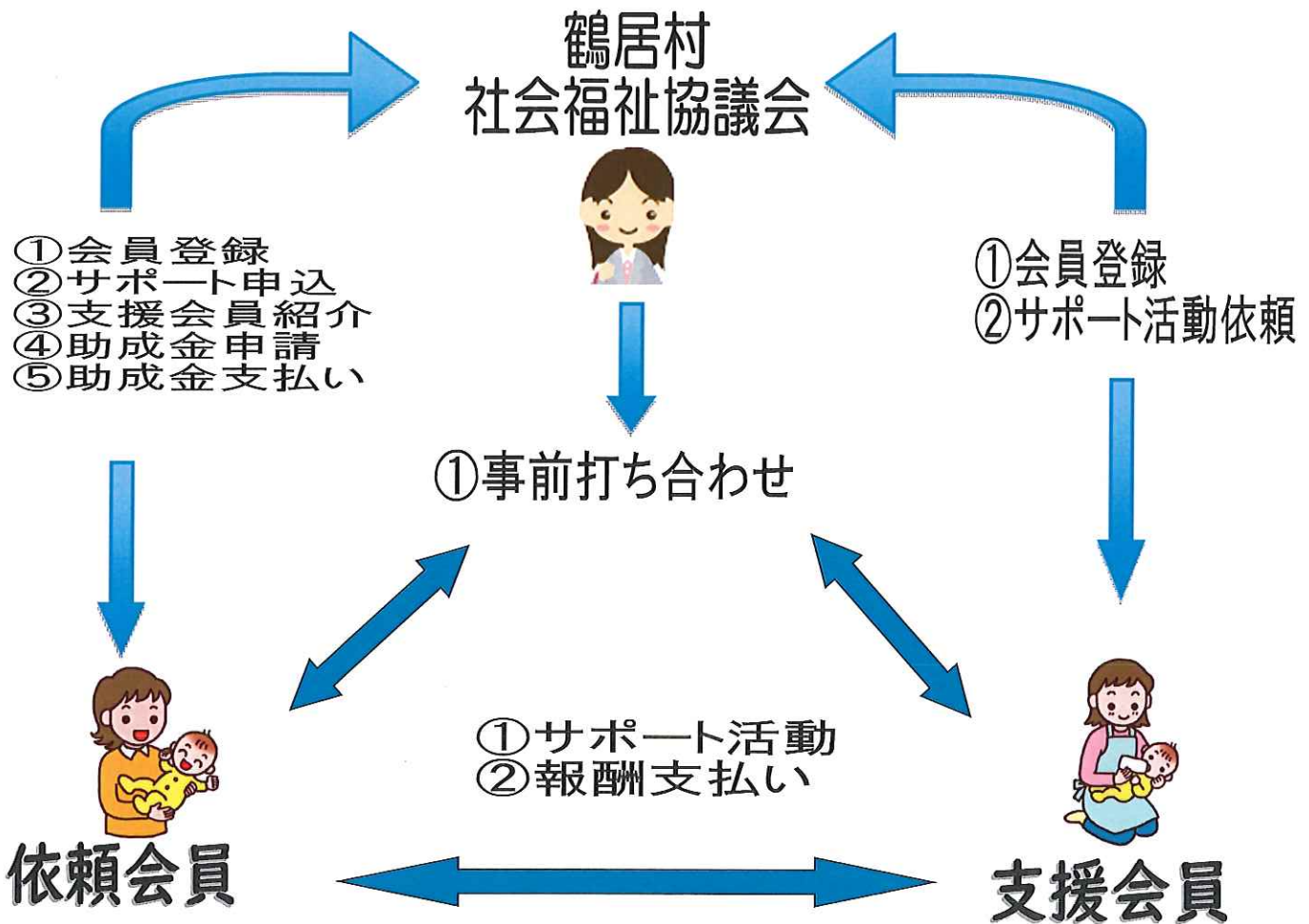
会員の手引き



1. 鶴居村子育てサポート事業とは

鶴居村子育てサポート事業とは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）の会員制の組織で会員相互による子育ての援助を行う事業です。

2. 鶴居村子育てサポート事業の仕組み



(1) 会員の種類

依頼会員

原則として鶴居村にお住まいの方で、生後6カ月から小学校6年生までの子どもをお持ちで、子育てのサポートを受けたい方。

支援会員

鶴居村にお住まいの方で、子育てに意欲があり、自宅で子どもを安全に預かることができる方。（ただし、講習の受講が必要です。）

(2) 登録の方法

各会員の登録には、下記のことが必要になります。

① 依頼会員

事前説明を受けていただき、制度や趣旨を理解いただいた上で様式1に必要事項を記入して提出してください。

② 支援会員

事業説明・講習会を受講していただくことが必要となります。全講を受講していただいた後、様式2に必要事項を記入して提出してください。

(3) 活動内容

- ① 保育園・小学校の開始時間まで子どもを預かる。
- ② 保育園・小学校の終了時間後、子どもを預かる。
- ③ 保育園・小学校や他の施設等までの送迎を行う。
- ④ 児童が軽度の病気の場合等、臨時的に子どもを預かる。
- ⑤ 親が仕事から帰るまでの間子どもを預かる。
- ⑥ 冠婚葬祭や兄弟の学校行事の際子どもを預かる。
- ⑦ 買い物等外出の際子どもを預かる。
- ⑧ その他、育児のための必要な援助を行う。

※サポート活動は原則として、支援会員宅で行います。ただし、こどもが軽度の病気の場合など特別な事情がある場合は依頼会員宅で行うこともできます。

※宿泊を伴う活動は行いません。

(4) サポートの種類

- ① 臨時支援

(5) 活動の流れ

- ① 利用の申し込み

依頼会員は援助を必要とする場合には、事務局までサポートの申し込みをします。平日（月～金）8時30分から17時15分まで。

- ② 紹介

事務局は依頼会員の希望する援助内容や日時等の確認を行い、支援会員を調整して電話にてご紹介します。ただし、条件によっては支援会員をご紹介できない場合もあります。

- ③ 事前打ち合わせ

依頼会員・支援会員・事務局で事前打ち合わせを行います。依頼会員は様式5事前打ち合わせ書に必要な子どもの状況を記入し事務局と依頼会員に提出

します。この時、活動に必要なもの、諸経費などを相談、決定します。

同じ組み合わせで活動を依頼した場合、事前打ち合わせは必要ありませんが、依頼会員は活動することを事務局に連絡してください。

- ④ 依頼会員は必要事項を確認し、支援会員に子どもを預けます。
- ⑤ 活動終了後、支援会員は、依頼会員に子どもを引き渡し、「活動報告書に」活動内容を記入します。依頼会員は内容を確認し、「活動報告書」に捺印を押し、きめられた報酬その他の実費をそのつど支払います。支援会員は1カ月分の活動報告書を依頼会員ごとにまとめて翌月の10日までに事務局に提出してください。

(6) 利用時間

- ① 午前7時から午後9時までの必要な時間で、依頼会員と支援会員との話し合いにより決まります。
- ② 利用時間は支援会員が実際に子どもをお預かりした時間で、支援会員が、依頼会員に子どもを引き渡したと時に活動が終了します。
例) 支援会員が保育園に子どもを迎えに行った場合には、支援会員が保育園の門を入った時から支援が開始します。
- ③ 利用時間は1日の利用ごとに計算します。
- ④ 1回の利用時間で30分以下の場合は30分とします。

(7) 報酬

①臨時支援

区分	報酬額
曜日、時間、年齢を問わず一律	300円/30分

※報酬は活動終了後に直接現金で支払ってください。

なお、報酬はくれぐれも釣銭のないようにご用意ください。



(8) その他の実費について

活動に必要な玩具、おやつ、おむつなどは依頼会員が用意をします。事前打ち合わせの際に用意するものについて話し合いますが突発的に必要になったものについては、報酬とは別に依頼会員と支援会員で話し合いをし、支払ってください。

(9) 取り消し料

区分	取り消し料
前日までの取り消し	無料
当日の取り消し	600円
無断取り消しの場合	依頼時間×600円

(10) 講習会

- ① 説明会・・・入会時、ファミリーサポート制度を理解していただくために会員になる方全てに説明会を受講していただきます。
- ② 講習会・・・会員が安心して活動を行えるよう、育児についての知識、技術を身につける講習会を開催します。

(11) 補償保険制度

当センターは、会員の活動中の事故に備えて、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括加入しています。

1) サービス提供会員傷害保険（支援会員）

提供会員（支援会員）が、保育サービスの提供中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所の往復途上（自宅と通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。※補償には活動日・場所・活動内容を確認できる資料（「鶴居村子育てサポート活動報告書」様式第6）が必要となります

（補償例）

- 支援会員が子どもを受け止めようとして支えきれずにけがをした。
- 支援会員が、子どもを預かりに行く途中に自動車事故に遭ってけがをした。

（対象とならない例）

- 故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- むち打ちや腰痛など他覚症状のないもの
- 細菌性食中毒
- その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴擦れ、しもやけ、日射病）

保険金の種類	保険金額（補償額）	保険金をお支払いする場合
死亡保険	500万円	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	傷害の程度により 500万円～15万円	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
入院保険金	3,000円	傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院した時（入院に準じた状態を含みます。但し、事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ180日が限度）
手術保険金	3,000円×所定倍率	入院保険金が支払える場合に、事故の日からその日を含めて180日以内に傷害のために手術を受けたとき
通院保険金	2,000円	傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき（但し、事故の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ90日が限度）

2) 賠償責任保険

支援会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した食物等が原因で第三者（依頼会員の子ども含む他人。なお、支援会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、支援会員が負担する賠償金などを補償するものです。

（補償例）

- 支援会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせたことにより賠償請求を受けた場合。
- 支援会員が調理したミルク等が原因で、子どもが食中毒を起こしたり、やけどを負ったりしたことにより賠償請求を受けた場合。

（対象とならない主な傷害）

- 故意
- 戦争・暴動
- 地震・噴火・洪水・津波等の天災
- 預かっていた他人の財物についての賠償責任（現金は除きます）
- 心神喪失に起因する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任
- 自動車の所有、使用又は管理に起因する賠償責任

事 由	てん補限度額（補償額）	保険金の内容
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円	損害賠償金（賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用）ほか。
初期対応費用	500万円	担当者の派遣費用・事故現場の保存費用賠償責任の有無に関わらずお支払いします。
訴訟対応費用	1,000万円	万一訴訟になった場合、訴訟費用（弁護士報酬等）ほか。

お見舞い金制度

お見舞い金制度とは依頼会員の子どもが支援会員宅の財物を破損したり、支援会員の子どもにけがをさせた場合に、支援会員に対して 30,000 円を限度にお見舞い金を支払う制度です。

(お見舞い金対象例)

- 支援会員の家族がケガをさせられた。
- 支援会員の家の物を壊された。
- 依頼会員から預かったものを失ったあるいは壊してしまった。
- 支援会員及び同居家族が預かった子どもに病気をうつされた。
- 車で送迎中車を擦ってしまった。

※対象とならない場合がありますので必ず事務局に連絡してください。

(対象とならない例)

依頼会員の家で子どもを預かっていたとき、子どもが自分の家のものを壊してしまった。

見積もり及び領収書の金額	お見舞い金
2,000 円未満	免責
2,000 円～ 4,000 円未満	1,000 円
4,000 円～ 6,000 円未満	2,000 円
6,000 円～ 8,000 円未満	3,000 円
8,000 円～ 10,000 円未満	4,000 円
10,000 円～ 15,000 円未満	5,000 円
15,000 円～ 20,000 円未満	7,000 円
20,000 円～ 30,000 円未満	10,000 円
30,000 円～ 50,000 円未満	15,000 円
50,000 円～ 70,000 円未満	20,000 円
70,000 円～ 100,000 円未満	25,000 円
100,000 円以上	30,000 円

(事故が発生した場合)

物損事故が発生した場合は、壊れた現物の写真が必要になります。

また、お見舞金には、見積書及び領収書が必要です。

3) 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービス中に急激かつ偶然的な外来の事故によって傷害を被った場合に、保育サービス提供者の過失の有無にかかわらず補償するものです。

(補償例)

◇ 子どもがふざけていて階段から落ちて、ケガをした。

(対象とならない例)

◇ サービス提供会員傷害保険と同じです。

保険金の種類	保険金額(補償額)	保険金をお支払いする場合
死亡事故	300万円	傷害により、事故の日からのその日を含めて180日以内に死亡したとき
後遺障害保険	傷害の程度により 300万~9万円	傷害により、事故の日からの起日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
入院保険金 (1日あたり)	2,000円	傷害により、平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき(入院に準じた状態を含みます。但し、事故の日からその日を含めて180日以内の入院で、かつ180日が限度)
手術保険	2,000円×所定倍率 (10倍、20倍または40倍)	入院保険金が支払われる場合に、事故の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために手術をしたとき
通院保険 (1日あたり)	1,000円	傷害により、平常の業務または生活に支障が生じ、通院したとき(但し、事故の日からその日を含めて180日以内の通院で90日が限度)



(12) 会員の皆さんに守っていただくこと

- ① 支援会員は活動中、子どもの安全確保に努めてください。
- ② 依頼会員及び支援会員はお互いに約束した内容や時間は必ず守ってください。
- ③ 依頼会員は活動を依頼するときは、必ず事務局に連絡をしてください。
- ④ 活動の取り消しや変更が必要な場合は必ず支援会員と事務局に連絡してください。
- ⑤ 活動を通じてお互いに知りえた会員又は、家族の秘密を他に漏らさないでください。退会後もこのことを守ってください。
- ⑥ 会員間で、政治活動、宗教活動、営業活動などを目的とする活動は行わないでください。
- ⑦ 事務局に先に報告のない活動に補償保険は適用されません。
- ⑧ 報酬や時間は決められた通り厳守してください。報酬を値切ることや、時間を操作するなどの不正行為は避けてください。
- ⑨ 活動中に事故が起きた場合は速やかに事務局に連絡をしてください。

(13) 会員の喪失

- ① 鶴居村外に転出したとき。(様式第4号の提出が必要になります。)
- ② 会員としてふさわしくない行為があったとき。

(14) 個人データの利用目的

事務局では取得した個人情報を、鶴居村子育てサポート制度の事業、相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的で利用することはありません。



(15) 子育て支援対策助成金について

子育てサポート制度を利用した依頼会員は助成金の申請が出来ます。

◇ 臨時支援 (2分の1助成 60時間上限/月)

利用金額 / 時間	助成金額 / 時間	助成金合計	上限時間
600円 / 時間	300円 / 時間	18,000円	60時間

依頼会員は子育て支援対策助成金申請書に必要事項を記入の上、翌月10日までに社会福祉協議会に提出して下さい。

※長期休みに係る臨時支援の取り扱いについて

保育園や小学校に通っているお子さんで保護者が仕事またはその他の事情で長時間にわたり子育てサポート事業を使用するケースについて、助成金の限度時間を優遇する場合がありますので事務局までご相談ください。

サポート活動を開始する前に



依頼会員は・・・

- ◇ 支援会員との事前打合わせはしていますか。
- ◇ 活動内容を事務局に連絡していますか。
- ◇ 子どもの体調、様子はいつもと変わりありませんか。
- ◇ 食事、(ミルク)、おやつ、おむつは用意してありますか。
- ◇ 事務局、支援会員の連絡先の控えを持ちましたか。
- ◇ 報酬、印鑑を持ちましたか。

支援会員は・・・

- ◇ 依頼会員との事前打合わせは済んでいますか。
- ◇ 依頼会員の緊急連絡先を知っていますか。
- ◇ 危険物(タバコ、ライター、洗剤、刃物、アイロン、ポット等)を子どもの手の届かないところに置いてありますか。
- ◇ 活動報告書はありますか。

こんなときは事務局へ連絡ください！

- ◇ 活動日を変更したい、お休みしたいとき。
- ◇ 活動中に事故があったとき。
- ◇ チャイルドカーシート・ジュニアシート・おもちゃが必要なとき。



◇ 子育てサポート制度に関する質問 Q&A

Q1 子育てサポート制度事務局と会員の関係はどのように考えたらよいでしょうか？

A 会員は子育てサポート制度の構成員であり、事務局は会員間で行う相互援助活動の調整を行うものです。したがって会員は次の理由からは社会福祉協議会に雇われ使用されるものではなく、雇用・労働関係にはありません。

1. 事務局が依頼会員からのサポートの申し込みに応じて支援会員を紹介する場合、その人の援助を受けるか否かはサポート活動の申し込みを行った依頼会員の自由意思に基づくものであること。
2. サポート活動を行う時間、場所についてはサポートの申し込みによるものであり、事務局の指示によるものではないこと。
3. 事務局は会員間の相互援助活動の調整を行うに当たって、トラブルを避けるために適切なアドバイスを行うことはあるが、援助活動について一般的なまたは具体的な指導監督を行うものではないこと。
4. 報酬が支払われる場合、相互援助活動について、依頼会員から支援会員に直接支払われるものであり、事務局が報酬を支払うものではないこと。

したがって、事務局と会員との間では、雇用・労働関係を前提とする労働基準法その他労働関係諸法規は適用されず、また、労災保険などの労働保険関係が成立することはありません。

Q2 依頼会員と支援会員の関係はどうか

A 会員相互の信頼関係と責任の基に、地域における支えあい活動です。時間や決まりを守り、活動を通して知り得た個人的な情報を他に漏らさないでください。またトラブルや事故を避けるため、当事者間で十分な打ち合わせをしてください。

Q3 支援会員が急な用事で活動できなくなったときはどうしますか

A 支援会員はやむを得ない事情で活動ができなくなった場合、事務局と依頼会員に連絡をしてサポート活動を休んでください。事務局はその後、他の支援会員を探しますが、他の支援会員が見つからない場合は子育てサポート制度は利用できなくなる場合もありますのでご了承ください。

Q4 事前打ち合わせをしていますが、子どもを預けられますか？

A やむを得ない事情がある場合でサポート活動ができる支援会員が見つかった場合は可能です。

お子さんを知っていただく上で打ち合わせは必要ですので、日にちや時間には、余裕を持ってお申込みください。

Q5 サポート活動の場所は、どの範囲まで考えればよいでしょうか。

A 子どもを預かる場所は原則として支援会員の自宅です。

上記のとおり原則も、援助を行いたい人と受けたい人との間で合意がある場合はこの限りではありません。もちろん、近所の公園や図書館などの施設へ連れて行き、遊ばせることもできます。

Q6 祖父母が支援会員として孫を預かることはできますか？

A 別居の親族の援助が受けられる場合にこれを利用することは、家族の扶助であり、たまたま両者が会員であったとしても、会員としてサポート活動といえません。当然保険の対象にもなりません。

Q7 活動報酬は、確定申告が必要ですか？

A 活動報酬は、雑所得になります。給与所は、雑所得が年間 20 万円超えると年末調整または確定申告の対象となります。活動報酬以外に所得がない場合は、報酬額から経費を差し引いた額が 38 万（基礎控除）を超えないときは必要ありません。

Q8 室内犬がいますが、自宅での託児はできますか？

A ペットと触れ合いよい機会と当事者間で合意されていれば問題ありませんが、十分注意して活動しましょう。ただし、アレルギー等がある子どももいますので、登録の際に「ペットがいること」をお知らせください。



ファミリーサポート制度実施要綱

1 目的

村内の原則として共働き家庭に対して、地域支援会員の協力を得て子育てサポート事業により心身ともに健全な子どもの育成に寄与することを目的とする。

2、事業

この事業は村内において育児の援助を行いたいもの(以下 支援会員)と育児の援助を受けたい者(以下 依頼会員)を組織化し、会員間の相互援助活動(以下サポート活動という)の調整その他の業務を行うことにより、地域に安心して子育てできるような環境づくりに資するとともに、地域の子育て支援を行う。

2 事務局

事務局は阿寒郡鶴居村鶴居西1番地1号 社会福祉法人鶴居村社会福祉協議会に置く。

3 事務局の役割

事務局は、次に掲げる業務を行う。

- ① 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務
- ② サポート活動の調整、(事前打ち合わせ)に関する業務。
- ③ サポート活動の研修及び指導に関する業務。
- ④ 会員間の交流に関する業務。
- ⑤ 関係機関との連絡調整に関する業務。
- ⑥ 制度の広報活動に関する業務。

4、会員

- ① 会員はこの制度の目的を理解し、育児のサポート活動を行いたい者又は育児のサポート活動を受けたい者とする。
- ② サポート活動を行う者を支援会員という
- ③ サポート活動を依頼する者を依頼会員という
- ④ 会員は、信義に基づき誠実にサポート活動を行うこと。
- ⑤ 会員はサポート活動により知りえた他人の家庭の事情等についてはプライバシーを侵害したり、秘密をもらしたりしてはならない。退会後においても同様とする。

5、入会

- ① 入会をするときは別に定める入会申込書様式1(依頼会員)または様式2(支援会員)を提出し承認を受けなければならない。
- ② 会員は事務局の定める研修または交流会に参加しなければならない。

6、退会

会員が退会しようとするときは、その旨を別に定める様式4(会員取り消し申し出書)を届け出なければならない。

7、サポート活動利用の実施方法

- ① サポート活動を受けたいときは事務局に申し込みをするものとする。
- ② 事務局は依頼会員からの申し込みをうけサポート活動の内容、日時等を確認し、支援会員との調整を行うものとする。
- ③ 依頼会員は、事前打ち合わせ書(様式5)と子ども調査表(様式6)に必要な事項を記入し、前項による依頼内容以外の援助をもとめてはならない。

- ④ 支援会員はサポート活動終了後報告書を記入し依頼会員の確認を受けなければならない。
- ⑤ 支援会員は前項のサポート活動内容報告書を翌月10日までに事務局に提出するものとする。

8、サポート活動内容

- ① 保育園・小学校の開始時間まで児童を預かる。
- ② 保育園・小学校の終了時間後、児童を預かる。
- ③ 保育園・小学校への送迎を行う。
- ④ 児童が軽度の病気の場合等、臨時的に児童を預かる。
(別添2参照)
- ⑤ 親が仕事から帰るまでの間、児童を預かる。
- ⑥ 冠婚葬祭や行事の際、児童を預かる。
- ⑦ 買物等外出の際、児童を預かる。
- ⑧ その他、育児のため必要な援助を行う。
- ⑨ 原則として宿泊を伴うサポート活動は行わないものとする。

9、報酬

依頼会員は支援会員に対し、サポート活動終了後別に定められた基準(別添1参照)に従って報酬を支払うものとする

10 保険

万一に備えた傷害保険の保険料は、事務局負担とする。

「ファミリー・サポート・センター補償保険」

- ① 支援会員傷害保険
- ② 賠償責任保険
- ③ 依頼会員子供傷害保険
- ④ 研修・会合傷害保険

この要綱は、平成21年7月1日から実施する。

鶴居村子育てサポート制度の報酬その他関する基準

鶴居村子育てサポート制度報酬の基準を次のように定める。

1、 報酬

依頼会員が支援会員に支払う報酬基準は、次のとおりとする。

① 基本報酬

利用金額	助成金額
300円／30分	300円／時間（60時間上限）

②依頼の取り消し

依頼会員が依頼を取り消すとき場合における報酬基準は次の通りとする

- A) 前日までの取り消し 無料
- B) 当日の取り消し 600円
(但し30分の依頼であれば30分に相当する額)
- C) 無断取り消し 援助を依頼した時間×600円

③その他の実費加算

その他の加算については話し合いにより取り決めるものとする。

2 サポート活動時間

- ① 月曜日～金曜日までとする。
- ② 時間は午前7時00分～午後9時00分
- ③ 事務局の受付時間は午前8時30分～午後5時15分とする。
(土日・祝日・年末年始12月30日～1月5日まではお休み)
- ④ 土日・祝日対応については両者において事前に打ち合わせができてい
る場合は支援できる。尚、緊急の場合はその限りではない。

3 サポート対象児の年齢

0歳（6か月）から概ね12歳の児童とする。

4 サポート場所

原則としてサポート場所は支援会員の自宅とする。

5 サポート活動の人数について

- 1. 預ける子どもの数は原則として大人（支援者）1に対し子ども1名までとする。（兄弟に於いては例外とする）
- 2. 有資格者経験者については乳児3名まで幼児4名まで児童6名までを限度とする。

6 その他

1. 報告書は支援会員が事務局に取りに来る。
2. 利用時間は一回ごとに記入する。
3. サポート活動の時間が30分未満のときは30分とする。
4. 報告書の提出がない場合は保険の対象外とする。
5. 報酬の支払は依頼会員支援会員両者で一回ごとに行い、速やかに報告書を事務局に提出する。
6. サービス利用中の食事・おやつ・玩具類は原則として利用者が用意する。
7. 使用する車両については、任意保険加入を条件とする。
8. チャイルドシートは、依頼会員が用意する。

以上のことを基準と考え支援会員・依頼会員話し合いのもと支障がないようにサポート活動を行ってください。

感染症法について

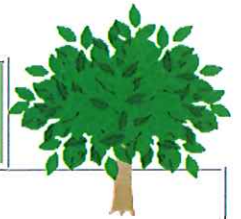
別添2

平成11年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)が施行されました。この法律は、従来の伝染病予防法、性病予防法および後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止・統合したものであり、結核を除くすべての感染症を対象としたものです。



※この法律に記載されている感染症にかかった場合は、治癒するまでサポート活動は利用できませんのでご了承ください。

※サポート活動を利用できる軽度の病気とは、軽い発熱や回復期のことをさし支援会員またはその家族に負担のかからないものを原則とする。



対象疾患	活動停止の期間		
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱急性灰 白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、 腸チフス、パラチフス、痘瘡、重症 急性呼吸器症候群	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで	ただし、病状により医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りでない
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状の消退後2日を経過するまで	
	結核	伝染のおそれなくなるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	病状により医師が伝染のおそれないと認めるまで	
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の伝染病		